

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

#### 広島県人事委員会規則第十号

##### 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の給与の支給に関する規則(昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第六条及び第七条中「第十五条第四項」を「第十五条第七項」に改める。

第二十四条第二項中「給与条例第十五条第一項の規定により時間外勤務手当が支給されることとなる時間及び」を削り、同条中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「第十条第一項」を「第七条の二第一項」に、「又は次項」を「勤務時間等条例第七条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日又は次項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 給与条例第十五条第四項の人事委員会規則で定める勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める日における勤務とする。

一 正規の勤務時間(勤務時間等条例第七条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。

次号において同じ。)を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間等条例第三条第一項の規定の適用を受ける職員として勤務した者(人事委員会が定める職員を除く。)

次に掲げる日

イ 当該月における日曜日

ロ 当該月における週休日の振替(勤務時間等条例第五条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。次号において同じ。)(勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。)

により週休日に変更された日

二 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間等条例第四条第一項の規定の適用を受ける職員として勤務した者(当該月における週休日(同条の規定により週休日とされた日)に限る。以下「原週休日」という。)の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他人事委員会が定める職員を除く。)

次に掲げる日

イ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

- (1) 当該月における日曜日の日数が四である場合 当該月における最初の原週休日  
から、当該原週休日から数えて四番目の原週休日までの間の原週休日
- (2) 当該月における日曜日の日数が五である場合 当該月における最初の原週休日

から、当該原週休日から数えて五番目の原週休日までの間の原週休日

ロ 当該月における週休日の振替（勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日であるものに限る。）により週休日に変更された日

(1) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が四である場合  
当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて四番目の原週休日までの間の原週休日

(2) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が五である場合

当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて五番目の原週休日までの間の原週休日

三 前二号に掲げる職員以外の職員 前二号に掲げる職員との権衡を考慮して人事委員会が定める日

第二十四条に次の一項を加える。

11 前項の場合において、職員が勤務時間等条例第七条の二第一項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当については、第二十条第四項中「翌月の給料の支給日」とあるのは「時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌月の給料の支給日」と読み替えるものとする。

第二十七条第三項第一号イ中「百分の九十三以上百分の百五十以下」を「百分の八十七以上百分の百四十以下」に、  
「百分の百十九以上百分の百九十以下」を「百分の百十三以上百分の百八十以下」に改め、  
同号ロ中「百分の八十二・五以上百分の九十三未満」を「百分の七十七以上百分の八十七未満」に、  
「百分の百五・五以上百分の百十九未満」を「百分の百以上百分の百十三未満」に改め、  
同号ハ中「百分の七十二」を「百分の六十七」に、  
「百分の九十二」を「百分の八十七」に改め、  
同号ニ中「百分の七十二未満」を「百分の六十七未満」に、  
「百分の九十二未満」を「百分の八十七未満」に改め、  
同項第二号イ中「六月に支給する場合においては」及び「十二月に支給する場合においては百分の四十超（特定幹部職員にあつては、百分の五十超）」を削り、  
同号ロ中「六月に支給する場合においては」及び「十二月に支給する場合においては百分の四十（特定幹部職員にあつては、百分の五十）」を削り、  
同号ハ中「六月に支給する場合においては」及び「十二月に支給する場合においては百分の四十未満（特定幹部職員にあつては、百分の五十未満）」を削る。

別記様式第十六号中様式の部分を次のように改める。



別記様式第十七号中「~~箇条中の薪俸を~~」を「~~箇条中の薪俸~~」に改める。

(職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(平成十八年広島県人事委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項第一号中「百分の七十二以上百分の八十二・五未満」を「百分の六十七以上百分の七十七未満」に改め、同項第二号中「六月に支給する場合においては」及び「十二月に支給する場合においては百分の四十」を削る。

附則

(施行期日)

1 この人事委員会規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(職員の地域手当の支給に関する規則の一部改正)

2 職員の地域手当の支給に関する規則(昭和四十二年広島県人事委員会規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第十五条第四項」を「第十五条第七項」に改める。

(職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

3 職員の通勤手当に関する規則(昭和三十三年広島県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)別表に掲げる」を「地方公務員災害補償法施行規則(昭和四十二年自治省令第二十七号)別表第三に定める」に改める。